

整備基準（案） 公園

1 基本的な考え方

- 整備基準において、バリアフリー新法が現行の福祉のまちづくり条例を上回る場合には、福祉のまちづくり条例の整備基準として改正を行う。
- 現在の福祉のまちづくり条例施行規則別表第2「3 公園」として対象施設としている、「1 公園、緑地」「2 庭園」「3 動物園・植物園・遊園地」について区分を一本化する。
- 公園等のうち、法令等により現状の変更が制約される場合や、地形条件等により適合が困難な場合においては、適用除外とすることを明記する。

2 公園対象施設（案）

区分	一般都市施設	特定施設
公園等	<p>下記の公園等を一般都市施設とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する公園（以下「都市公園」という。） 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に掲げる児童遊園 3 東京都海上公園条例（昭和50年東京都条例第107号）第2条第1項に規定する公園 4 都市公園及び児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園 5 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園 6 国及び地方公共団体以外の者が都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第4項の許可を受けて行う都市計画事業による公園 7 東京都霊園条例（平成5年東京都条例第22号）に規定する霊園 <p>ただし、下記（1）から（4）に該当する一般都市施設のうち、整備基準の適合が困難な場合については適用を除外する。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和25年法律第214号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令又は条例の規定の適用がある場所に設けるもの （2） 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの （3） 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの （4） 上記2、3、4、5において、著しく狭小な敷地に設けるもの 	すべての一般都市施設を特定施設とする。

整備基準(案) 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>出入口（外部の道路等と接する箇所）は、次に定める構造とする。ただし、2の項で定める〔園路〕に接続しがたい場合においては、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>(1) 幅は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。</p> <p>(3) 出入口から水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 点状ブロック（警告用）、舗装材の変化等により道路との境界を明示する。また、直接車道と接する場合には2cmを標準として段差を設けること。</p>
2 園路	<p>高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用できる園路を、次に定める構造により1経路以上設けること。この園路は1の項で定める〔出入口〕及び9の項で定める〔駐車場〕に接続するものとする。また、敷地境界から出入口に至る経路も同様とする。</p> <p>(1) 幅は、180cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50m以内ごとに、車いすが転回できる場所を確保する場合は、幅120cm以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断こう配は、4%（1/25）以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%（約1/12）以下とすることができる。</p> <p>(3) 3ないし4%（約1/30ないし1/25）の縦断こう配が50m以上続く場合は、途中に150cm以上の水平部分を設けること。</p> <p>(4) 段差を設けないこと。</p> <p>(5) 縁石、街きよ等により段差を生じる場合では、5%（1/20）以下（構造上等やむを得ない場合は、8%（約1/12）以下）のこう配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2cm以下とすること。</p> <p>(6) やむを得ず段差を設ける場合は、4の項で定める〔傾斜路〕の構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(7) 横断こう配は1%（1/100）以下とすること。ただし、排水等により特別な理由がある場合のみ2%（1/50）以下とすることができる。</p> <p>(8) 園路に付帯する観覧場所及び休憩場所には、車いすが安定して停止できる水平部分を適宜設けること。</p> <p>(9) 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(10) 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。</p>
3 階段	<p>階段（その踊り場を含む）は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 回り段は用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 幅は、120cm以上とすること。</p> <p>(3) 階段の始終点及び高さ300cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分（踊り場）を設けること。</p> <p>(4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。</p> <p>(6) 表面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(8) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 2の項で定める〔園路〕に階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、エレベーター等の設置により、これに代えることができる。</p> <p>(10) 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック（警告用）を敷設すること。</p>

整備基準(案) 公園

整備項目	整備基準
4 傾斜路	<p>傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る）は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 幅は、120cm以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断こう配は、原則として5%（1/20）以下とすること。ただし、傾斜路の高低差が75cm以下の場合は8%（約1/12）以下とすることができる。</p> <p>(3) 傾斜路の始終点及び高低差75cmごとに、長さ150cm以上の水平部分（踊り場）を設けること。</p> <p>(4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 両側に、立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p> <p>(6) 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 横断こう配は設けないこと。</p>
5 転落防止等	<p>高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設すること。また、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p>
6 休憩所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅は120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は80cm以上とすること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(3) やむを得ず段差を設ける場合には、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 休憩所は、車いす使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p>
7 屋外劇場・ 屋外音楽堂	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外劇場・屋外音楽堂を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅は120cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、幅は80cm以上とすること。</p> <p>(2) 出入口及び通路に段差を設けないこと。</p> <p>(3) やむを得ず段差を設ける場合には傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 車いす使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保すること。</p> <p>(5) 通路の幅は120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車いすの転回に支障がないものとした上で、幅80cm以上とすることができる。</p> <p>(6) 縦断こう配は5%（1/20）以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%（約1/12）以下とすることができる。</p> <p>(7) 横断こう配は1%（1/100）以下とすること。地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%（1/50）以下とすることができる。</p> <p>(8) 平たんで、濡れても滑りにくい舗装とすること。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(10) 便所を設ける場合は、10の項で定める〔便所〕に規定する整備基準を準用すること。</p> <p>(11) 当該屋外劇場の計画収容者数が200以下の場合、計画収容者数に1/50を乗じて得た数以上とし、計画収容者数が200を超える場合は、計画収容者数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上を車いす使用者用観覧スペースとして設けること。</p> <p>(12) 車いす使用者用観覧スペースは次に定める構造とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 幅は90cm以上、奥行き120cm以上とすること。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 段を設けないこと。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p>

整備基準(案) 公園

整備項目	整備基準
8 公園内 建築物・ 屋内設備	便所、休憩所以外の公園内の建築物（管理事務所等）及び屋内設備は、別表第3〔建築物〕に規定する整備基準を準用する。ただし、建築物内に便所を計画する場合は、10の項で定める〔便所〕に規定する整備基準とすること。
9 駐車場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は、駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上を、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、次に定める構造により設置すること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く）のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(1) 幅は350cm以上とすること。</p> <p>(2) 2の項で定める〔園路〕の構造の園路に接続しやすい位置に設けること。</p> <p>(3) 障害者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。</p>
10 便所	<p>便所を設ける場合は次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅は85cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。</p> <p>(2) 便所の出入口に至る通路に段差を設けないこと。やむを得ず段差を設ける場合は次に定める傾斜路を設けること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 幅は90cm以上とすること。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ こう配は、5%（1/20）以下とすること。ただし、高低差が16cm以下の場合は12%（約1/8）以下、傾斜路の高さが75cm以下の場合は8%（約1/12）以下とすることができる。</p> <p>(3) 表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>[1] だれでもトイレ</p> <p>便所を設ける場合は、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる便房（以下この表において「だれでもトイレ」という。）又はだれでもトイレを有する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(3) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(5) だれでもトイレのある便所及びだれでもトイレには、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p> <p>[2] 一般便所（大便器）</p> <p>複数の便房がある場合、1以上（男女別の場合はそれぞれ1以上）を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大便器は1以上を腰掛け式とし、手すりを設けること。</p> <p>(2) 便房の戸には、腰掛け式便器である旨を表示すること。</p> <p>[3] 一般便所（小便器）</p> <p>小便器を設ける場合には、そのうち1以上に、手すり及び光感知式自動洗浄装置を備えた、受け口の高さが35cm以下の小便器を設けること。</p>

整備基準(案) 公園

整備項目	整備基準
11 水飲み・ 手洗場	<p>水飲み・手洗場は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>(2) 飲み口までの高さは、70～80cmとし、下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを確保すること。</p> <p>(3) 車いすが接近し方向転換できるように使用方向に150cm以上かつ幅150cm以上の水平部分を設けること。</p>
12 案内・標示	<p>高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の配置や経路を表示した案内板や標識等を設置する場合は、そのうち1以上は次に定める構造とし、高齢者、障害者等が円滑に利用できる園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p> <p>(1) 園内の要所に必要に応じて案内板、説明板及び標識を設けること。</p> <p>(2) 標記内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調、明度とし、分かりやすい位置に、車いす使用者にも見やすい高さに設けること。</p> <p>(3) 案内板には、車いすでの利用が可能な園路及び施設を表示すること。</p> <p>(4) 案内板等は、通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。ただし、やむを得ず突出する場合は、案内板の下端の位置が地上250cm以上になるよう設置すること。</p> <p>(5) 平仮名、絵文字（ピクトグラム）、ローマ字等による標示を併用すること。</p>
13 ベンチ	<p>ベンチは高齢者、障害者等の休憩や観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。</p>
14 野外卓	<p>野外卓は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 車いす使用者が使用できるように150cm以上の水平部分を設ける。</p> <p>(2) 卓の下部に、高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設ける。</p>
15 排水溝 (ます)	<p>園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝及び集水ますには、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のふたを園路と同レベルに設けること。</p>